



発行 津和野町商工会
 本所 〒699-5605 津和野町後田口187
 TEL:0856-72-3131 FAX:72-1389
 日原支所 〒699-5221 津和野町日原225-1
 TEL:0856-74-1221 FAX:74-1220
 ホームページ http://tsuwano.shoko-shimane.or.jp/

令和2年度総代会

本年度の通常総代会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、書面による開催となりました。議案は、5月26日(火)の総代会(正副会長会)において、総代70名に対し、賛成69/反対0(棄権1)で原案通り議決されました。
 会員の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う風評や自粛により経済的に大きな被害を受け、苦しい経営を強いられていることと思います。役職員一同、会員の皆様の事業継続に全力を傾注してまいりますので、引き続きのご支援、ご協力をお願いいたします。

イベントの中止について

新型コロナウイルス感染症の影響により下記のイベントに関して今年度は中止が決まっています。
 ※商工会に案内があったもの

- ・つわの鯉恋来いまつり
- ・にちはら鮎まつり
- ・柳まいり(観音様の供養は予定通り行います)
- ・殿町盆おどり大会
- ・祇園丁夜市

企業に対する施策をまとめました 6/24現在の簡易的な一覧表です。対象者や要件についての詳細は必ず主体へ確認を行ってください。内容は変更される場合もあります。

売上減少に係る給付(措置) ※前年の対象月と今年の対象月の売上を正確に確認できる書類等がいずれにしても必要です。町と国では必要書類は異なります。

名称	対象者	主体	条件	申請方法	給付額	申請回数	売上減少の理由	売上回復への取組	所得税課税
持続化給付金	中小企業法人等	国	前年同月比 50% 以上の減少	WEB申請もしくはサポート会場	最大個人100万円・法人200万円	1回(1月15日まで)	不要	不要	○
NHK受信料免除	持続化給付金対象者	NHK	持続化給付金対象	免除申請書郵送	2ヶ月間(「持続化給付金」給付通知書が必要)		※事業所契約		
業績悪化緩和運転資金補助	町内に主たる事業所を有する中小企業者	町	前年同月比 40% 以上の減少	商工会窓口から自身で町へ	売上損失額に応じて異なり最大50万円(損失額10万円以下は対象外)	3回(9月期まで)	必要 請負は対象外の場合あり	必要	○

雇用に係る補助 ※いずれにしても労働保険(雇用保険と労災保険)未加入事業者は対象外です。

名称	対象	主体	提出先	申請方法	給付額	給付日数(回数)	条件	所得税課税
雇用調整助成金	雇用保険被保険者に対する休業手当	厚生労働省	ハローワーク	書面もしくはWEB	助成額は平均賃金額や所定労働日数・支払った休業手当額によって異なります	原則として1年間で100日分、3年で150日分ですが、緊急対応期間中(令和2年4月1日～令和2年6月30日)に実施した休業などは、この支給限度日数とは別に支給を受けることができる	最近1か月間の売上高または生産量などが前年同月比5%以上減少していること	○
緊急雇用安定助成金	雇用保険に該当しない労働者に対する休業手当(労災保険対象者)	経済産業省	ハローワーク	書面もしくはWEB	助成額は平均賃金額や所定労働日数・支払った休業手当額によって異なります			○
雇用維持支援事業	本年4月～9月に雇用保険被保険者に事業者	町	町	商工会窓口から自身で町へ	雇用保険に加入する従業員の1人あたり3万円、上限30万円	1回	4月～9月期の売上の合計が前年同期間比15%以上減少	○

融資(コロナ関連) ※利子または保証料の補給についてはお問い合わせください。

※運転資金のみ記載しています

名称	貸付機関	申込	提出先	申請方法	貸付限度額	貸付期間(据置期間)	利率	条件	借換
新型コロナウイルス感染症特別貸付	日本政策金融金庫	基本直接	公庫	WEBもしくは郵送	60,000千円	15年(5年)	いずれも3年目までは実質無利子。(県制度一部有利子)4年目以降は利子が必要ですので、HP等で確認してください。	1.最近1か月の売上高が前年または前々年同期に比し5%以上減少していることまたはこれと同様の状況にあること 2.中長期的にみて、業況が回復し、かつ、発展することが見込まれること	マル経同士なら可能
新型コロナウイルス対策マル経	日本政策金融金庫	商工会の推薦	公庫	商工会から郵送	10,000千円	7年(3年)			
島根県中小企業制度融資 経済変動等資金「新型コロナウイルス感染症対応資金(国制度)」及び「新型コロナウイルス感染症対応資金(県単独制度)」	島根県信用保証協会(民間金融機関)	民間金融機関(商工会の意見書が必要)	保証協会	金融機関が保証協会持ち込みもしくは郵送	40,000千円 県コロナ80,000千円	10年(5年) 12年(3年)一部2年			金融機関に確認してください

※家賃の支払いに関する支援

家賃の支払いに関する補助については、6月下旬に受付開始の予定です。コロナの影響で売上が大幅に減少しているテナント事業者を対象に、直近の支払い家賃に基づいて算出した一月当たりの支援額(最大で月額家賃の2/3)を6ヵ月分、給付金として支給する制度となる予定です。事業規模、個人と法人、店舗数によって支給額等が異なるようですので、対象の方は、詳細をご確認ください。

各種延納について

最近(2か月程度)において、地方税や社会保険料などの納税の猶予の特例を受けた場合は、その猶予申請書及び許可通知書の写しを添付していただくと、収支状況の記載や資料の添付を省略でき、審査もスムーズに進みます。また、今後、地方税等の猶予申請をされる予定のある方は、提出していただく国税の納税の猶予申請書の写しを保管しておくことをおすすめします。

名称	対象者	主体	提出先	申請方法	条件	延納期間	その他
固定資産税 水道料金・下水道料金	町内に主たる事業所を有する中小企業者	町	町	商工会で売上減少率証明書の発行が必要	3・4・5月期いずれか 前年同月比20%以上減少	2ヶ月間	6月30日までの申し出が必要 必要です
労働保険料						加入事業者	
社会保険料 (6/30までに申請)	加入事業者	年金機構 健康保険組合 他	年金事務所	専用の申請書 (ダウンロード不可)	今般の新型コロナウイルス感染症により事業所の経営状況等に影響があり、一時的に厚生年金保険料等を納付することが困難な場合は、年金事務所に申請することにより、法令の要件を満たすことで、原則として1年以内の期間に限り「換価の猶予(国税徴収法第151条の2)」が認められます。詳しくは https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/jigyonushi/sonota/20120330-02.html		
国民年金保険料	対象者	町・年金機構	町又は年金機構	所得の申立書	新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少・所得が相当程度まで下がった場合	令和2年2月分 から6月分	※7月分以降は改めて申請
国民健康保険税	対象者	町	町	6/23に詳細が決まり町より全戸に案内配布する			
国税	納税者	税務署	税務署	納税の猶予申請書	前年同月比20%以上の減少	12ヶ月間	

コロナ対策費用や販路開拓・新事業展開の補助 すべて審査により採択されるので確実に利用できるわけではありません。一部事前の取り組みも認められますが基本的には採択されてから取り組むものが対象です。

名称	対象	主体	提出先	目的	補助率／補助額	条件	申請期限	所得税課税
小規模事業者持続化補助金	小規模事業者	全国商工会連合会	商工会	経営計画の作成による販路開拓	補助対象経費の2/3以内50万円まで	要綱を参照	2020年10月2日(金) 2021年2月5日(金)	○
小規模事業者持続化補助金 (コロナ特別型)	小規模事業者	中小機構	商工会	経営計画の作成による販路開拓	補助対象経費の2/3または3/4以内100万円まで (右の条件の経費が全体の1/6を越える必要がある)	新型コロナウイルス感染症が事業環境に与える影響を乗り越えるために、具体的な対策(サプライチェーンの毀損への対応、非対面型ビジネスモデルへの転換、テレワーク環境の整備)に取り組む	2020年8月7日(金) 2020年10月2日(金)	○
個別商業包括的支援事業	町内の中小企業者等	町	商工会 から町	地域経済の活性化及び雇用の創出と拡大	補助対象経費の1/2以内限度額は10万もしくは30万円(事業内容による)	新商品の開発、新技術の開発及び産業財産権の取得並びに販路開拓等に要する経費、商品開発に係るデザイン等の費用、人材育成等に要する経費	予算終了まで	○
新商品試作開発支援事業	町内の中小企業者等	町	商工会 から町	飲食店や食品製造業、農業等を営む町内事業者による飲食物の新商品開発を促すため	補助率10/10、1事業者につき20万円 ※うち5万円は試作に係る諸経費として一律給付とする。	試作に係る経費 ① 試作に係る諸経費(水道光熱費、燃料代、人件費) ② その他、原材料費、消耗品、町内加工所使用に係る経費他	予算終了まで	○
商業・サービス業感染症対応支援事業	町内の中小企業者であって、次の事業を営むもの ・小売業、宿泊業、飲食サービス業、※生活関連サービス業、※娯楽業、鉄道業、道路旅客運送業、水運業 (※一部業種を除く)	県	町	事業継続に向けた売上確保のため、新型コロナウイルス感染防止対策や新事業展開に取り組む事業者を、新たな補助事業を創設することで支援	補助率:補助対象経費の4/5以内 補助上限額:一事業者あたり80万円 補助下限額:一事業者あたり8万円 ※対象経費100万円の場合80万円補助	① 感染防止対策にかかる経費(飛沫拡散防止設備導入、マスク購入等) ② 新事業展開にかかる経費(飲食店のテイクアウト・デリバリー等への対応、店舗改修、備品等)	予算終了まで (町と県が協同で負担)	○
しまね地域産業資源活用支援事業	県内に主たる事業所等を有する中小企業者、事業協同組合、協業組合、NPO法人、創業者	島根県商工会連合会	商工会	県内中小企業者等による地域産業資源(農林水産品、鉱工業品、加工技術、観光資源)を活用した事業化への取り組み	補助率1/2、50万円～300万円 機械、設備整備費(1/3以内)	地域産業資源を活用した新商品、新サービスの研究開発、既存商品、既存サービスの改良及び販路開拓の初期段階の事業のうち、実現可能な具体的事業計画を有するもの	7月10日(金)まで	○

企業支援の取り組み

名称	対象	主体	販売	目的	内容	換金場所	締め・振込
プレミアム商品券販売事業の実施	町民	町	商工会・役場・郵便局	町内消費を誘発し、地域経済を活性化するため	プレミアム率は25%。町民一人あたり2万円まで	商工会にて換金	締めが5のつく日・振込10・20・30日 (土日祝日が重ならない場合)
クラウドファンディング 「津和野未来チケット」	賛同者	津和野未来チケット 実行委員会	津和野町観光協会 (ネット業務等連携(株)Fou ndingBase)	観光客の激減に伴い、困窮する宿泊施設・飲食・土産業者の事業継続を支援するため	宿泊補助券・お買物券(プレミアム率20%)を先 買い(寄付)していただく	実行委員会 (観光協会)	窓口にて随時換金